

施設機械工事等共通仕様書（R6.11月版）の改正概要

1. 基本事項

農林水産省農村振興局の令和6年3月版「施設機械工事等共通仕様書」に準拠し、施設機械工事等共通仕様書を一部改正するものである。

第1章「総則」については県土整備部に準拠し、第2章「機器及び材料」以降については農林水産省農村振興局に準拠している。

2. 主な改正内容

・第1章 総則、第1節 総則

諸法令等は公布年及び番号に改正した。

・第1章 総則、第1節 総則、1-1-6 施工計画書

法定休日・所定休日（週休2日の導入）を新設した。

・第1章 総則、第1節 総則、1-1-13 施工体制台帳

関係文書、作成・提出方法、名札の標準図等を改正した。

・第1章 総則、第1節 総則、1-1-22 建設副産物

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示について追加した。

・第1章 総則、第1節 総則、1-1-24 工事完成図書の納品

土質調査実施の際、電子成果品の作成及び地盤情報データベースへの登録を新設した。

・第1章 総則、第1節 総則、1-1-33 施工管理

標示板の例を改正した。

工事情報共有システム（ASP）等を新設した。

・第1章 総則、第2節 総則、1-2-14 監督職員による確認及び立会等

段階確認において監督職員が臨場した場合の状況写真は不要とすることを追記した。

別表1に地覆工及び橋梁用高欄工を新設した。